

## 女性の活躍に関する情報及び男性労働者の育児休業取得率の情報公表

### 〈女性の活躍に関する情報公表…2025/6/11女性活躍推進法の改正〉

女性労働者に対する職業生活に関する機会への提供に関する実績（下記①、③、④、⑤）及び職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績（下記②）を全労働者・正規雇用労働者・非正規雇用労働者の区分で公表する必要があります。

区分	①女性労働者の割合	②平均勤続年数の差異 (男性の平均勤続年数に対する女性の平均勤続年数の割合)	③男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	40.6%	72.9%	101.0%
正社員	45.2%	72.3%	104.5%
パート・有期社員	33.6%	73.9%	93.9%
④係長級職	72.7%		
⑤管理職	5.5%		

- ・対象期間： 2025/4/1～2026/3/31
- ・正社員： 社外への出向者を除く。
- ・パート・有期社員：契約社員、アルバイト、パートが該当
- ・賃金：通勤手当等は除く。  
所定労働時間（8H/日）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出

### 〈男性労働者の育児休業取得率の情報公表…2023/4/1育児介護休業法の改正〉

常時雇用する労働者が1,000人を超える事業主は、育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務化

男性育児休業取得率

15.4%
-------

- ・対象期間： 2025/4/1～2026/3/31
- ・対象者：全労働者
- ・育児休業等を取得した男性労働者数÷配偶者の出産した労働者数で取得率算出